

自動車総連	要 求			回 答			特記事項							
	個別ポイント絶対水準要求 1行目:若手技能職*1 2行目:中堅技能職*2	平均賃金要求	非正規労働者の取り組み(賃金・一時金・企業内最低賃金など)	一時金(ヵ月)				平均賃金回答	非正規労働者の取り組み(賃金・一時金・企業内最低賃金など)	一時金(ヵ月)				
				年間	夏	冬				年間	夏	冬		
トヨタ	310,580円 383,310円 417,990円*3	賃金引き上げ・人への投資 全組合員一人平均12,000円*8	<賃金>賃金引き上げ・人への投資全組合員一人平均12,000円を含む。 <一時金>スニア・パートナー組合員・一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 パートタイム組合員:一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。	6.7	3.7	3.0	309,530円 382,360円 417,050円*3	人への投資も含め、 全組合員一人平均10,700円	一般組合員と合わせての回答あり	※	120万円	※	※組合要求の年間6.7ヵ月について、 今回まずその一部について回答し、 残りの部分については別途協議。	
日産	(316,600円)*4 (350,100円)*4	平均賃金改定原資9,000円 (内、賃金改善分3,000円を含む)	シニアパートナー組合員、パートナー組合員 :(一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額3,000円/時給の一人平均改定額20円	5.7	-	-	316,600円(別途確認) 350,100円(別途確認)	平均賃金改定原資9,000円	シニアパートナー組合員、パートナー組合員 :月次給3,000円、時給20円	2,172,400円 (5.7ヵ月)*9	-	-		
本田技研	301,600円 374,450円	ベースアップ3,000円	<賃金>再雇用従業員:再雇用制度に関する協定書に基づき改定する。 定年退職時点の基準内賃金への乗率を52.1% にすることを要求する。 <一時金>再雇用従業員:年間5.0ヵ月+1.3ヵ月(6.3ヵ月) <その他>直接雇用の非正規労働者に対してベースアップを含めた 処遇改善の検討を引き続き行うよう、労使議論の場を通じて 会社へ要請する。	5.0+1.3	3.3	3.0	299,725円 373,025円	ベースアップ1,400円	<賃金> 定年後再雇用者 :正規従業員の賃金引き上げと連動し、基準内賃金の引き上げを行う。 嘱託従業員 :等級・号数で賃金算出されている嘱託従業員のベースアップを行う。	6.3ヵ月 (2,397,000円) *9	3.3ヵ月 (1,256,000円) *9	3.0ヵ月 (1,141,000円) *9		
マツダ	○*5 ○*5	賃金・処遇改善原資9,000円	<賃金引き上げ>エキスパート・ファミリー組合員および期間社員組合員 :等級5以下組合員に準じた要求とする。 <年間一時金>エキスパート・ファミリー組合員 :等級5以下一般社員に連動する。 期間社員組合員 :実給した夏季・冬季一時金それぞれの月数に 14,000円を乗じた金額を特別手当に加算する。	5.2	2.6	2.6								
三菱自工	271,300円 328,700円	賃金改善分3,000円 (賃金制度維持分は別途確認)	<賃金改善分> シニア・パートナー社員、期間社員、パートタイム :月給制:3,300円、時給制:20円を要求する。 <年間一時金> シニア・パートナー社員 :社員平均支給月数が決定後、シニア・パートナー制度にもとづき、 労使で確認・決定する。	5.7	2.8	2.9	別途確定	賃金改善分1,400円 (賃金制度維持分は別途確認)	<賃金改善分> シニア・パートナー社員、期間社員 :時給20円、月給3,300円 パートタイム:別途協議	5.7ヵ月	2.8ヵ月	2.9ヵ月		
スズキ	○*5 ○*5	賃金制度維持 (昇給制度維持) +賃金改善分3,000円	<賃金> 再雇用嘱託社員:正規従業員に準じた賃金改善分を要求する。	6.1	3.05	3.05								
ダイハツ	○*5 ○*5	賃金水準維持 +賃金改善分3,000円	<賃金改定原資> シニア・パートナー・パートタイム組合員:賃金改善分 時給20円	5.7	2.8	2.9	別途確定	賃金水準維持 +賃金改善分1,500円	シニア・パートナー・パートタイム組合員 :月給者3,200円/月、日給者20円/時	5.7ヵ月	2.8ヵ月	2.9ヵ月		
SUBARU	263,009円 292,007円*6	賃金体系維持 +賃金改善分3,000円相当	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー) :一人平均3,000円相当の賃金引き上げを要求する。 組合員ではない非正規労働者に対しては、組合員と同額の賃金引き 上げを要請する。	5.0+0.6	2.5+0.3	2.5+0.3	別途確定	賃金体系維持 +賃金改善分1,000円	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー) :一般組合員の賃金改善と同額を増額し支給する。	5.6ヵ月	2.8ヵ月	2.8ヵ月		
いすゞ	○*5 ○*5	賃金カーブ維持分 +改善分3,000円	<賃金引き上げ>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) :日給者:日給120円/月給者:月給2,440円の引き上げ額を要求する。 :定年退職を見越した賃金水準のあり方について労使で協議を行うことを要求する。 <一時金>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) :一般組合員の交渉結果に連動した処遇改善を要請する。 <その他>組合員以外の直接雇用非正規労働者:技能者への協力により会社に貢献し ていることを踏まえ、職場の一体感の醸成に資する労働条件の改善を要請する。	5.0+1.0	2.5+0.5	2.5+0.5	別途確定	賃金カーブ維持分 +改善分1,400円	再雇用組合員:日給50円、月給1,017円の引上げ	5.0ヵ月 +1.0ヵ月	3.0ヵ月	3.0ヵ月		
日野	273,168円*7 288,628円*7	賃金改善3,000円 (平均賃金引上げ総額 組合員一人当たり7,814円)	<賃金引き上げ> シニア組合員:組合員に準じた賃金改善を要求する。 <一時金> シニア組合員:年間5.9ヵ月分を要求する。	5.9	2.95	2.95	273,168円*7 288,628円*7	賃金改善2,000円 (平均賃金引上げ総額 組合員一人当たり6,814円)	<賃金引き上げ> シニア組合員:労使専門委員会にて協議する。 <一時金> シニア組合員:一人平均で5.9ヵ月相当とする。	5.9ヵ月 1,628,000円	2.95ヵ月 814,000円	2.95ヵ月 814,000円		
ヤマハ 発動機	○*5 ○*5	賃金改善分3,000円	<賃金引き上げ> エキスパート社員:賃金改善分として3,000円(1人平均)を要求する。 <一時金> エキスパート社員:6.3ヵ月を要求する。 <その他> 直接雇用の非正規労働者の処遇改善を要求する。	6.3	3.15	3.15								
日本特殊 陶業	276,200円 332,100円	賃金改善分3,500円	雇用継続(組合員):一般組合員に準じた要求を行う。	6.7	-	-	別途確定	賃金改善分700円 (上記に加え、別途、人への投資900円)※	雇用継続(組合員):賃金改善1,200円	201万円 (6.6ヵ月)	-	-	※既存のカフェテリア制度に、 用途を限定しない原資として、 一人あたり900円/月の原資を 固定的に積み増し。	

*1:「技能職若手労働者(若手技能職)」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立つて職場を底支える中堅の作業者となり得る賃金・能力を備えた者。3人世帯。
*2:「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る賃金・能力を備えた者。4人世帯。

*3:40歳相当の技能職銘柄 *4:前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値) *5:要求は行方が水準は非公開 *6:3人世帯で算出
*7:現行値に賃金改善分を反映させた理論値 *8:全組合員には、シニア期間従業員組合員、スキルド・パートナー組合員、パートタイム組合員を含む
*9:回答水準の置き換え(組合換算値)